

各介護員養成研修事業指定事業者 様

福島県保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

福島県介護員養成研修事業実施要綱の改正について (通知)

本県の介護職員人材の育成につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、国の「地方公共団体における押印見直しマニュアル」(令和2年12月18日)(掲載省略)等を踏まえ、「福島県介護員養成研修事業実施要綱」の様式等について各事業者等から県に提出していただく申請書、届出書等の押印については、下記のとおり廃止することとしましたのでお知らせします。

記

1 様式等の改正について

なお、押印廃止となる様式等は及び別添「新旧対照表」のとおりです。

【押印廃止となる様式】

- ①様式第 1 号 (介護員養成研修事業者指定及び研修事業実施申請書)
- ②様式第 2 号 (介護員養成研修事業実施申請書)
- ③様式第 3 号 (介護員養成研修事業実施届)
- ④様式第 8 号 (実習受入承諾書)
- ⑤様式第 11-1 号 (誓約書)
- ⑥様式第 12 号 (介護員養成研修事業者指定変更届)
- ⑦様式第 13 号 (介護員養成研修事業変更届)
- ⑧様式第 15 号 (介護員養成研修事業中止届)
- ⑨様式第 16 号 (介護員養成研修一部科目受講確認書)
- ⑩様式第 17 号 (介護員養成研修事業終了届)
- ⑪様式第 20 号 (介護員養成研修事業休止届)
- ⑫様式第 21 号 (介護員養成研修事業再開届)
- ⑬様式第 22 号 (介護員養成研修事業廃止届)
- ⑭様式第 23 号 (介護員養成研修修了証明書再交付申請書)
- ⑮様式第 25 号 (修了証明書交付申請書)
- ⑯様式第 27 号 (証明事務手数料免除申請書)

【押印がなされた場合の取扱い】

上記の①～⑯の様式について、申請者、届出者等の押印がなされた場合の取扱いについては、なお有効なものとして取り扱います。

2 「押印廃止」の対象外

下記の証明書、すなわち「介護員養成研修を修了した証明書」(みなし証明書も含む)及び再発行

の証明書は、証明書の性格上、押印が必要であるので、「押印廃止」の対象外とします。

- ①様式第 10-1 号 （修了証明書）修了者に対して、事業者が発行する証明書
- ②様式第 10-2 号 （修了証明書）修了者に対して、県が発行する証明書
- ③様式第 24 号 （修了証明書）修了証明書を紛失した修了者に県が再発行する証明書
- ④様式第 26 号 （修了証明書）全科目免除対象者に対して、県が発行する証明書
- ⑤参考様式 7 号 （修了証明書）修了証明書を紛失した修了者に事業者が再発行する証明書

### 3 その他

①今回送付しますのは、「新旧対照表」と改正後の要綱及び様式です。（見やすくするため、「新旧対照表」の方を前にします）

②上記「1の①～⑩」の様式については、従来の様式から「印」を省略しただけでありますので、研修事業実施事業所において使用していたものを利用していただいで結構です。（様式からは「印」を省略します）

③改正後の「福島県介護員養成研修事業実施要綱」全文及び別紙、様式等については、おって、県社会福祉課のホームページに掲載する予定です。

リンク先：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025a/kaigoinyouseikenshu.html>

（福島県ホームページ→ 組織から選ぶ → 保健福祉部社会福祉課 → 介護員養成研修事業）